

● 「一般名処方」のお知らせ



「一般名処方」とは？

- ①処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ②厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」で記載されます。

「一般名処方」のメリット

- * 特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。
- * 患者様が有効成分が同一の医薬品が複数あれば、薬剤師と相談をして先発・後発医薬品を選ぶことができます。

先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月より患者様の希望で一部の先発品（長期収載品）を処方する場合や、一般名処方であっても患者様が保険薬局で先発品を希望する場合には保険外の料金（選定療養）がかかる場合があります。

- * 患者さまの希望による、先発品処方を行う場合は、通常の一部負担金に加え、保険外の料金（選定療養【先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の料金】）が発生します。
- * 長期収載品：後発薬品のある先発薬品

● 「長期処方」のお知らせ

患者様の状態に応じて28日以上分の長期処方を行っています。

ご不明な点がございましたら薬剤科までお声掛けください。